

交 規 甲 達 第 9 号
平 成 2 2 年 3 月 2 6 日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	150	長期
他	00	01	10	170	1年

石 川 県 警 察 本 部 長

高齡運転者等標章取扱要領の制定について（通達）

公安委員会が発行する高齡運転者等標章の取扱いについて、別添のとおり「高齡運転者等標章取扱要領」を定め、平成22年4月19日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

（ 規 制 第 三 係 5 1 7 3 ）

別添

高齢運転者等標章取扱要領

第1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、高齢運転者等標章に係る事務処理等に関し必要な事項を定める。

第2 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

身体機能の衰えを感じながらも運転を必要とする高齢者及び障害者並びに妊婦等（以下「高齢運転者等」という。）が安全に運転できる道路交通環境を整備するため、多数の高齢運転者等が日常生活において利用する官公庁や福祉施設等の周辺に高齢運転者等が運転する普通自動車のみが駐車できる区間（以下「高齢運転者等専用駐車区間」という。）を石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定することとする。

その際、公安委員会は、高齢運転者等からの申請に基づいて規則別記様式第1の3の3の専用場所駐車標章（以下「標章」という。）を交付することとし、標章の交付を受けた高齢運転者等が高齢運転者等専用駐車区間に駐車するときは、自動車の前面の見やすい箇所に当該標章を掲示しなければならないこととする。

第3 高齢運転者等標章申請書の取扱い

1 対象者の範囲

普通自動車を運転することができる免許を受けた者で次のいずれかに当たるものに限り、公安委員会に申請して、標章の交付を受けることができる。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 法第71条の6第1項に規定する者（両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者）
- (3) 法第71条の6第2項に規定する者（肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者）
- (4) 妊娠中又は出産後8週間以内の者

2 申請事務の取扱い

標章の交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署交通課（交通第一課）に規則別記様式第1の3の2の高齢運転者等標章申請書（以下「標章申請書」という。）を提出し、申請するものとする。

3 提示書類

標章申請書を提出する際に提示しなければならない書類は、

- ・ 運転免許証
- ・ 普通自動車の自動車検査証
- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類（母子健康手帳のほか、医師作成による妊娠証明書、戸籍謄本等）

とし、提示書類の写しを作成することは要しない。

なお、運転免許証や母子健康手帳等については、改ざん等防止のため原本の確認が必要であるが、自動車検査証については、カーシェアリングや車両が遠方であり使用中の場合が想定されるため、写しでも可能とする。また、届出に係る普通自動車が令第 22 条第 1 号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

4 普通自動車であることの確認

提示を受けた自動車検査証に記載された乗車定員（10 人以下）、車両総重量（5,000 キログラム未満）、最大積載量（3,000 キログラム未満）等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

5 高齢運転者等に該当すること等の確認

申請を受けた場合は、標章申請書及び前記 3 の提示書類により、高齢運転者等に該当すること及び標章申請書に記載された内容に誤りがないことを確認すること。

なお、法第 45 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する者（法第 71 条の 6 第 1 項又は第 2 項に規定する者）であることが運転免許証に記載された条件から直ちに確認できないときは、運転免許照会を行い、確認すること。（別添 1 参照）

6 標章の作成及び交付

- (1) 標章申請書を受理した警察署は、その内容を確認し、対象者と認められるものについては、別記様式第 1 の高齢運転者等標章処理簿（以下「処理簿」という。）に所要事項を記載の上、標章を作成し、申請者に交付すること。
- (2) 標章は、次の事項に留意して作成すること。

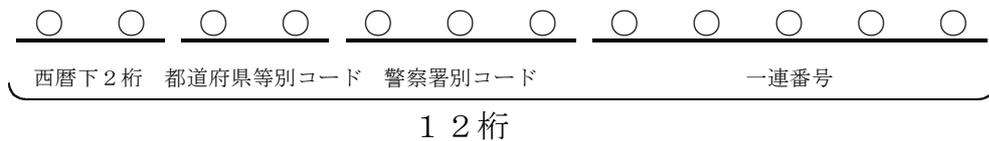
ア 標章の表面

(ア) 「標章番号」欄

標章右上部の標章番号は、12桁の数字とし、最初の2桁は発行年

の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等別コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。）、その次の3桁は発行所属コード（共通分類コード表の警察署別コードの3桁コードをいう。）、最後の5桁は発行年ごと警察署ごとの一連番号をそれぞれ記入すること。

なお、各コードについては、別添2のとおりとする。



(イ) 「年月日」欄

標章を交付する年月日（交付予定年月日を含む。）を記入すること。

(ウ) 「登録（車両）番号」欄

標章申請書に記載され、自動車検査証により普通自動車に該当することを確認した登録（車両）番号をすべて記入すること。この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

(エ) 「根拠条文」欄

第1号、第2号又は第3号のうち、該当するものに丸印を付けること。

イ 標章の裏面

住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証の番号を記入すること。

(3) 標章の交付に当たっては、別記様式第2の高齢運転者等標章交付簿に所定事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

(4) 標章を交付する際は、申請者に対し、次の事項を教示すること。

ア 標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。（罰則：5万円以下の罰金）

イ 標章表面記載の車両以外では使用しないこと。（駐車違反の対象となるもの。）

ウ 次の場合等は、標章（（イ）の場合は発見した標章）を速やかに警察署へ返納すること。（罰則：2万円以下の罰金又は科料）

- (ア) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
 - (イ) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (ウ) 妊娠中又は出産後8週間以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- エ 標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

第4 高齢運転者等標章記載事項変更届の取扱い

1 対象者の範囲

前記第3の1と同様とする。

2 届出事務の取扱い

標章の記載事項に変更が生じた者は、遅滞なく、その者の住所地を管轄する警察署交通課（交通第一課）に規則別記様式第1の3の4の高齢運転者等標章記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）を提出するものとする。

3 提示書類

各記載事項の変更と提示書類は、現に交付を受けている標章のほか、

- (1) 届出に係る普通自動車の変更の場合
自動車検査証（写しでも可能とする。）
- (2) 住所の変更の場合
住民票、運転免許証のうち、いずれか一つ
- (3) 氏名の変更の場合
住民票、戸籍謄本、運転免許証のうち、いずれか一つ
- (4) 電話番号その他連絡先の変更の場合
電話の契約書
- (5) 運転免許証番号の変更の場合
運転免許証

など公的機関等が発行したもので変更箇所がわかるものとする。

なお、提示書類は、写しの作成を要しない。

4 標章の作成及び交付

標章については、再作成することとし、標章番号も新しくすること。

なお、事務処理については、前記第3の6と同様とすること。

第5 高齢運転者等標章再交付申請書の取扱い

1 対象者の範囲

前記第3の1と同様とする。

2 申請事務の取扱い

標章の再交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署交通課（交通第一課）に規則別記様式第1の3の5の高齢運転者等標章再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

3 添付書類

現に交付を受けている標章とする。ただし、当該標章を亡失した場合にあつては、当該標章を提出することを要しない。

4 標章の作成及び交付

標章については、再作成することとし、標章番号も新しくすること。

なお、事務処理については、前記第3の6と同様とすること。

第6 標章返納届の取扱い

標章の返納を受理した場合は、別記様式第3の専用場所駐車標章返納届と標章を受理すること。

第7 他の都道府県公安委員会が交付した標章の取扱い

1 標章の取扱い

他の都道府県公安委員会が交付した標章についても、本県公安委員会が交付した標章と同様に取り扱うものとし、記載事項変更届、再交付及び返納についても受理すること。

2 関係公安委員会への通知

前記1の取扱いをした場合の通知は、警察本部交通規制課から当該標章を交付した都道府県警察の標章事務担当係へ行うこととする。

第8 標準処理期間等

公安委員会による標章交付は、直接県民の権利義務を形成し、又は範囲を確定する効果を伴うものではなく、行政手続法上の「処分」や「許認可等」に当たらないと解されるため、行政手続法に基づく審査請求手続や標準処理期間等の定めはないことから当該事務の標準処理期間を原則、即日とする。

なお、標章の交付は、警察署長の専決事項であり、実務はそれぞれの警察署で行うこととし、また、各種事務については、本来、公安委員会の事務であることから管轄の異なる住所地に居住する対象者からの申請であっても受理すること。

第9 保存期限

本件に関する書類の保存期限は、5年とする。

第10 決裁、報告

1 警察署長の決裁は、処理簿により、取扱いがあつた翌日（翌日が休日に当たるときは、休日明け後の最初の平日）までに受けること。

2 受理した標章申請書、記載事項変更届、再交付申請書については、その写しを、交付した標章の写しとともにその都度、警察本部交通規制課へ送付す

ること。

なお、記載事項変更届や再交付申請の際、旧標章の提出があった場合には、当該標章も併せて送付すること。また返納届についても、その写しを、返納された標章を添付の上、その都度、警察本部交通規制課へ送付すること。

- 3 本件事務処理状況は、一月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月10日までに交通規制課に報告するものとする。

附則

この要領は、平成22年4月19日から施行する。

附則（平成24年2月2日交規甲達第2号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別添 1

法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許証に記載されている条件等

- 1 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - ・ 「特定後写鏡で普通車の乗用車に限る」（法第71条の6第1項に規定する者であることが直ちに確認できる。）

- 2 肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - (1) 運転免許証に記載された条件から法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できる条件（○には数字、～には文字が入る。）
 - ア 普通免許又は普通第二種免許の場合
 - ・ 「普通車は総重量（○） t 以下に限る」
 - ・ 「A T車に限る」
 - ・ 「普通車に限る」
 - ・ 「A T車の普通車に限る」
 - ・ 「普通車は総重量（○） t 以下のA T車に限る」
 - ・ 「普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」
 - ・ 「普通車は総重量○ t 以下で～は手動式のA T車に限る」
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の～に限る」
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のA T車に限る」
 - ・ 「普通車は下肢で運転できるA T車に限る」
 - ・ 「普通車はA T車で手動式の～に限る」
 - ・ 「普通車は手動式の～に限る」
 - ・ 「普通車は排気量○ l 以下に限る」
 - ・ 「普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限り」
 - ・ 「普通車は左アクセルに限る」
 - ・ 「義手」
 - ・ 「義足」
 - ・ 「義足（A T車を除く）」
 - ・ 「装具」
 - ・ 「装具（A T車を除く）」
 - イ 中型免許又は中型第二種免許の場合
 - ・ 「A T車に限る」
 - ・ 「中型車（8 t）と普通車に限る」
 - ・ 「A T車の中型車（8 t）と普通車に限る」
 - ・ 「中型車（8 t）と普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式

に限る」

- ・ 「中型車（8 t）と普通車は下肢で運転できるAT車に限る」
- ・ 「中型車（8 t）と普通車はAT車で手動式の～に限る」
- ・ 「中型車（8 t）と普通車は手動式の～に限る」
- ・ 「中型車（8 t）と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに
に限る」
- ・ 「中型車（8 t）と普通車は左アクセルに限る」
- ・ 「義手」
- ・ 「義足」
- ・ 「義足（AT車を除く）」
- ・ 「装具」
- ・ 「装具（AT車を除く）」

ウ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 「義手」
- ・ 「義足」
- ・ 「義足（AT車を除く）」
- ・ 「装具」
- ・ 「装具（AT車を除く）」

(2) 運転免許証に記載された条件からは法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できない条件（○には数字、～には文字が入る。）

ア 普通免許又は普通第二種免許の場合

- ・ 「普通車は軽車（○）に限る」
- ・ 「普通車はAT車に限る」
- ・ 「普通車はミニカーに限る」
- ・ その他2(1)ア以外の条件

イ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「中型車（8 t）と普通車はAT車に限る」
- ・ その他2(1)イ以外の条件

ウ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 2(1)ウ以外の条件

※ 2(2)に該当し、運転免許証に記載された条件からは直ちに確認できない場合には、各都道府県警察本部の運転免許担当所属に確認し、同所属からの回答により高齢運転者等に該当することが確認できた場合に高齢運転者等標章を交付する。

別添2

○ 都道府県等別コード

都道府県	コード
石川県	51

○ 警察署別コード

所 属	コード	所 属	コード	所 属	コード
金沢中警察署	101	金沢東警察署	102	金沢西警察署	103
大聖寺警察署	104	小松警察署	105	寺井警察署	106
白山警察署	107	津幡警察署	109	羽咋警察署	110
七尾警察署	111	輪島警察署	113	珠洲警察署	115

高齢運転者等標章処理簿

標章 管理番号	交付番号 (下5桁)	交付 年月日	申請者の氏名	免許証番号	申請理由	該当 条文	登録(車両)番号	取扱者
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		

別記様式第 3

<p>専 用 場 所 駐 車 標 章 返 納 届</p> <p>石川県公安委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者氏名</p> <p>下記のとおり、標章を添えて返納します。</p>	
返 納 の 理 由	<p>1 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したため</p> <p>2 標章再交付後、亡失した標章を発見し、又は回復したため</p> <p>3 妊娠中又は出産後 8 週間以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったため</p> <p>4 その他 ()</p>

※ 該当する番号に○をつけること。